

令和5年度 特別支援教育専門研修実施要項

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

1. 目的

インクルーシブ教育システムの充実に向け、障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員を対象として、多様な学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）における各障害種の教育の中核となる指導者（スクールリーダー）の専門性向上を目的とし、専門的知識及び技術を深め、指導力の一層の向上を図り、今後の各都道府県等における指導者としての資質を高める。

また、特別支援学校教員においては幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校を含む地域支援の一層の充実を目指し、地域の中核となるようその専門性の向上を図る。

2. 受講対象

幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校及び特別支援学校並びに教育委員会、特別支援教育センター等において受講しようとする専修プログラムが対象とする障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員で、当該障害のある幼児児童生徒の教育に関し指導的立場に立つ者又は今後指導的立場に立つことが期待される者であること。

3. 受講資格

教職経験年数3年以上であり、かつ、選択した専修プログラムと同じ障害のある幼児児童生徒の教育に関する経験を3年以上有すること。また、当該障害種の教育経験が満たない者については、別途指定する配信講義を事前に視聴することを条件とする。

4. コース・専修プログラム、募集人員、研修期間及び研修時間

(1) 各期のコース名、募集人員及び研修期間は下表のとおりである。

各コースでは、コース共通事項のほか、各障害教育専修プログラムを実施する。発達障害・情緒障害・言語障害教育コースにおいては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級に対応した内容を取り上げる選択プログラムを実施する。

期	コース名	専修プログラム	募集人員 ^{※1}	研修期間
第一期	視覚障害・聴覚障害 ・肢体不自由・病弱教育 コース (当該コースの障害種の教育)	視覚障害教育専修プログラム	70名	令和5年5月8日(月) ～ 令和5年7月7日(金) 内、集合・宿泊型研修 ^{※2} を 5月29日(月)～6月16日(金)
		聴覚障害教育専修プログラム		
		肢体不自由教育専修プログラム		
		病弱教育専修プログラム		
第二期	発達障害・情緒障害 ・言語障害教育コース (小中学校等の当該コースの 障害種の教育)	発達障害・情緒障害教育 専修プログラム	70名	令和5年9月6日(水) ～ 令和5年11月10日(金) 内、集合・宿泊型研修 ^{※2} を 10月2日(月)～10月20日(金)
		言語障害教育 専修プログラム		
第三期	知的障害教育コース (当該コースの障害種の教育)	知的障害教育専修プログラム	70名	令和6年1月10日(水) ～ 令和6年3月14日(木) 内、集合・宿泊型研修 ^{※2} を 1月29日(月)～2月16日(金)
			計210名	

※1 募集人員を超えて推薦があった場合、人数調整することがある。

※2 各コースにおいて、3週間の集合・宿泊型の研修形式を取り入れる。ただし、新型コロナウイルス等の社会情勢の変化によっては、この実施方式や期間を変更することがある。

- (2) 研修期間において、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日は、休日とする。
- (3) 研修時間は、8時30分から17時15分までとする。

5. 研修内容、実施方法等

- (1) 特別支援教育専門研修（以下「専門研修」という。）は、講義、演習、研究協議、実地研修、課題研究から構成する。

Web会議システム（Zoom）を用いて同時双方向通信によるオンラインと宿泊を組み合わせる研修を実施することとし、研修員への受講連絡の際、追って具体的な研修の日程等を通知するものとする。

講義等は、いずれの形式も、午前は9時15分から12時15分、午後は13時15分から16時15分で実施する予定である。

- (2) 研修員は、専門研修の事前学習としてインターネットを利用した配信講義視聴による学習を3時間程度行うこと。学習内容及び学習方法等については別途連絡する。

6. 研修員の推薦手続

- (1) 推薦機関は次のとおりとする。

- ア 公立学校の教員及び教育委員会、特別支援教育センター等の教職員については、当該都道府県又は指定都市教育委員会
- イ 国立大学附属学校の教員については、当該国立大学の担当部局
- ウ 私立学校の教員については、当該都道府県知事部局

- (2) 推薦機関は、研修員候補者を選定し、別紙様式1及び2により当研究所の理事長（以下「理事長」という。）に推薦すること。

- (3) 推薦期限は、令和5年2月10日（金）とする。

7. 研修員の決定

理事長は、推薦のあった者の中から研修員を決定し、3月上旬を目処にその結果を推薦者に通知する。

8. 研修に関する事前提出物

- (1) 研修員は、研修員調書を作成し、推薦機関を通じて当研究所に提出すること。
- (2) 研修員及び推薦機関は、専門研修修了後の研修成果をより一層活用する観点から、研修成果の活用等に関する事前計画書を作成し、推薦機関を通じて当研究所に提出すること。
- (3) 研修員は、専門研修受講前に当研究所が指定した内容に関する事前レポートを作成し、当研究所に提出すること。

なお、(1)～(3)の様式及び提出期限等については別途連絡する。

9. 研修レポートの提出

研修員は、専門研修修了時に研修成果をまとめた研修レポートを作成し、理事長に提出すること。作成方法及び提出期限等については別途連絡する。

10. 修了証書の授与

専門研修の所定の研修修了要件を満たした者に修了証書を授与する。

11. 研修に要する経費

受講料は徴収しない。宿泊料その他所要経費については別紙参照のこと（集合・宿泊型研修の期間中、研修員は、原則として当研究所の研修員宿泊棟に宿泊すること。）。

12. 免許法認定講習

専門研修においては、各専修プログラムに教育職員免許法施行規則に基づく免許法認定講習を併せて開設する予定である。履修方法等については別途連絡する。

各専修プログラムで修得できる単位は、下表のとおりである。

専修プログラム名（コース名）	修得可能な単位（予定）
視覚障害教育専修プログラム （視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース）	特別支援学校教諭（視覚障害者に関する教育の領域） 一種又は二種免許状の取得に必要な単位 計7単位
聴覚障害教育専修プログラム （視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース）	特別支援学校教諭（聴覚障害者に関する教育の領域） 一種又は二種免許状の取得に必要な単位 計7単位
肢体不自由教育専修プログラム （視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース）	特別支援学校教諭（肢体不自由者に関する教育の領域） 一種又は二種免許状の取得に必要な単位 計6単位
病弱教育専修プログラム （視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース）	特別支援学校教諭（病弱者に関する教育の領域） 一種又は二種免許状の取得に必要な単位 計6単位
発達障害・情緒障害教育専修プログラム 言語障害教育専修プログラム （発達障害・情緒障害・言語障害教育コース）	特別支援学校教諭（知的障害者に関する教育の領域） 一種又は二種免許状の取得に必要な単位のうち、 教育職員免許法施行規則第7条の表第1欄及び第3欄 に属する科目の単位 計3単位
知的障害教育専修プログラム （知的障害教育コース）	特別支援学校教諭（知的障害者に関する教育の領域） 一種又は二種免許状の取得に必要な単位 計6単位

13. 研修の中止等

推薦機関は、専門研修の実施に先立って研修派遣を取り止める場合又は専門研修期間中に研修員の派遣を中止若しくは中断する場合は、その理由を付した書面を速やかに理事長に届け出て承認を得ること。

14. その他

- (1) 研修員が本研修に専念できるよう、推薦者には適切な受講環境及び研修時間の確保等、特段の配慮をお願いする。
- (2) 本研修では、Web会議システム（Zoom）を用いて同時双方向通信を行う。受講に当たっては、安定したインターネット通信環境を確保する他、相互に音声・映像をやりとりする協議等ができるよう、音声マイク・Webカメラ等の必要機器を備えた端末を、一人1台準備すること。
また、研修中は、オンラインストレージサービス（Googleドライブ）を利用する機会が多いため、準備することが望ましい。
- (3) 本研修修了1年後を目途として、教育委員会等派遣元に対してアンケート調査等を実施する予定である。
- (4) この要項に定めるもののほか、特別支援教育専門研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。